

適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

株式会社 LinkLine



回答

令和4年8月3日に頂戴した「申入兼お問い合わせ」につきまして、以下にて回答致します。

記

第1 申入れ事項

本件規約第33条2項について、適切な条項への変更を検討することと致します。

第2 お問い合わせ事項

1 本件約款第39条、料金表第1表「第2契約解除料」について

お問い合わせの趣旨は「違約金が無償のプランも設定できるにもかかわらず、有償のものの設定もあるのは何故か」であることと理解しております。これは、①月額料金が異なること、②期待継続月数が異なること、により逸失利益の額が異なるためでございます。

2 本件約款第45条1項、3項、第46項2項について

約款の記載をもって通知としており、当該約款を契約開始前に十分に確認していただき、確認したことの同意を取得してから手続きが完了する運用となっております。

3 本件約款第55条について

料金が未払いである契約者に対しては、その督促行為に対して、通常よりも多くの経費が発生しているためです。

4 本件約款第63条1項について

頂いた内容を基に、修正の検討をすることと致します。

以上